

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日の
翌日とする)

鳥取県告示第八百二十三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆ 告 示

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

保険医療機関等の指定（保険課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◆ 人委規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

告 示

指定番号	種 別	図 書		発行 記号等	表示された発 行所名
		題 名	類 別		
2783	雑誌の刊行物	くわえ上手 夢はくだけて	雑誌	HJ-1-E	テリス出版
2784	"	INCREDIBLE HARD CORE Vol. 13 BEAVER	雑誌	BY-11-G	テリス出版
2785	"	紫苑 村崎ゆう子 live picture	写真集	HJ-1-H8	ஞகம்மெழை
2786	"	Dorime 指割り性交	雑誌	DM-11-G	ஞகம்மெழை
2787	"	ロマンスク ワドソナの微笑み	雑誌	HJ-1-H7	ஞகம்மெழை
2788	"	愛しき淫戯 愛しき淫戯	雑誌	HK-1-A	D0企画
2789	"	淫 夢 みだらな夢	雑誌	HJ-1-F	D0企画
2790	"	恋に抱かれて	雑誌	HJ-1-H	D0企画
2791	"	純愛物語 悶絶肉狂い	雑誌	2D-11-G	D0企画

2792	"	叙情詩	日ジ一エ 6	D ^o 企画
2793	"	ナイト・エンジェル	NA—II —G	D ^o 企画
2794	"	MESSAGE	ME—II —G	D ^o 企画
2795	"	恋記棒 ミエとユミ 淫らな花猫たちの饗宴	日ク一オ 1	な し
2796	"	シネマロード 7月号	雑誌04 355— 7	株式会社サン出版
2797	"	セクシーアクション 7月号	雑誌05 513— 7	株式会社サン出版
2798	"	セクシーアクション 7月増刊号 Panty Gals	雑誌05 514— 7	株式会社サン出版
2799	"	月刊ビデオヤング 10月号	雑誌13 639— 10	株式会社松文館
2800	"	遊びジャーナル 10月号	雑誌11 559— 10	株式会社スペース ツライ
2801	"	ジエント 10月号増刊 VIDEO NETWORK	雑誌05 118— 10/31	株式会社笠倉出 版社
2802	"	月刊ビデオヤング 10月号増刊 綺麗マガジン Vol.7	雑誌01 136 40—10	株式会社松文館
2803	"	アラベックびん 11月号	雑誌16 495— 11	株式会社英知出 版
2804	"	月刊ガ・ベスト MAGAZINE 11月号	雑誌コ 140 03—11	KKベストセ ラーズ
2805	"	セクシーアクション 11月号	雑誌05 513— 11	株式会社サン出 版
2806	"	写真探偵団 11月号	雑誌14 411— 11	三和出版株式会 社
2807	"	劇面ジャンプ 11月増刊号 セーラー服写真図鑑	雑誌03 632— 11	株式会社サン出 版

2808	"	劇面ジャンプ 10月増刊号 快楽一番	雑誌13 34—10 /31	株式会社笠倉出 版社
2809	"	漫画スキヤンデライ 11月号	雑誌18 363— 11	有限会社光彩書 房
2810	"	漫画ピンクタイム 11月号	雑誌18 383— 11	三和出版株式会 社
2811	"	漫画ダイナマイト 11月号	雑誌コ 1059 79—11	辰巳出版株式会 社
2812	"	漫画ウイソキ 11月号	雑誌18 375— 11	株式会社東京三 世社
2813	"	漫画スカット 11月号	雑誌08 389— 11	みのり書房

鳥取県告示第八百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基つき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保
険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬
劑師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定に
よる旨とする。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
矢島 医 院	境港市新屋町一三三九一	昭和六十二年九月十五日

吉田歯科医院	五 気高郡青谷町大字青谷三九九三	昭和六十二年九月十六日
小川歯科医院	二一 東伯郡関金町大字関金宿一五	昭和六十二年九月二十一日

鳥取県告示第八百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
庄司医院	鳥取市湖山町北一丁目二六〇	昭和六十二年十月一日
堀内医院	鳥取市湖山町南一丁目六二三	"
横田外科医院	鳥取市栄町四〇三十四	"
山根医院	鳥取市賀露町九九九	"
小橋医院	鳥取市吉方町二丁目五八一	"

藤崎医院	鳥取市本町四丁目一一〇	"
伊達外科医院	鳥取市永楽温泉町三〇二	"
原 医 院	鳥取市吉方一丁目五七六	"
石谷小児科医 院	鳥取市上魚町一三	"
本庄整形外科 医院	鳥取市西品治八〇六	昭和六十二年十月十一日
彦名クリニッ ク	米子市彦名町二八五六―二	昭和六十二年十月一日
須山医院	米子市石井一〇七八	"
渡辺医院	米子市夜見町二五三五	"
山本医院	米子市大篠津町一一一六	"
大坪医院	米子市富益町六九六	"
伊藤道子医院	米子市西三柳三三七六一	"
神外科医院	米子市内町一七二	"
医療法人厚生 会米子内科ク リニック	米子市加茂町一丁目一六	"
協田産婦人科 医院	米子市中町一二三	"
赤沢医院	米子市西倉吉町一六	"
松浦医院	米子市角盤町二丁目七〇	"

鳥取県告示第八百二十六号

入澤 医院	日野郡日南町矢戸四五四	"
佐伯 医院	日野郡江府町江尾一九九七	"
武田 医院	日野郡溝口町溝口二六六一三	"
飛田 医院	日野郡溝口町溝口二四二	"
御船齒科医院	気高郡青谷町大字青谷三七六六一一	"
武内齒科医院	東伯郡羽合町大字田後五七二	"
医療法人同愛 会博愛病院	米子市西三柳一八八〇	"
涌島齒科湖山 医院	鳥取市湖山町三六九〇一一	"
みなと薬局鳥 取店	鳥取市立川町五一四一	"
平本小児科医 院	倉吉市山根字一本木六三七一 六	昭和六十二年十月十四日
田村内科眼科	鳥取市末広温泉町二〇二	昭和六十二年十月十二日
河崎齒科医院	倉吉市福庭九一八一	昭和六十二年十月十四日
加藤調剤薬 局一本木店	倉吉市山根字一本木六三七一 五	"
おおい薬局	鳥取市大杵二二六一一九	昭和六十二年十月二日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年七月三十一日鳥取県指令受都計三一二第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市竹内町字三斗蒔

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市誠道町七二

古曳幸三

鳥取県告示第八百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年九月八日鳥取県指令受鳥土維第五百七十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字鷹津東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町一五八

有限会社 山陰不動産センター

代表取締役 池上美道

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次の各号」を「次」に改め、同項第四号中「（医師の免許を受けている者に限る。）」を削り、同項第五号中「医務課」を「衛生環境部の次長、医務課」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年十月十六日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の七の三級の項中「本庁の課長」を「本庁の次長、課長」に改め、同表の四級の項に次の一号を加える。

五 本庁の困難な業務を処理する次長の職務

附 則

この規則は、昭和六十二年十月十六日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第六中

課長

を

次長
次長
課長

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年十月十六日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月十三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表五級の項中「衛生環境部長」を「衛生環境部の部長及び次長」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年十月十六日から施行する。